

保育を必要としている事由を証明する書類について

保育園での保育は、就労・出産・介護等により家庭で保育できない児童を対象としています。そのため、保育園等を利用していただくにあたり、保育を必要とする証明書類を入園申込書に添付していただいております。

証明が必要になるかたは、児童の両親のみです。証明に使う書類は下記のとおりですので、申込書と併せてご提出ください。

※ 保育園を利用する必要があることを証明する書類ですので必ずご提出ください。

保育を必要としている状況と必要な書類一覧

両親の状況	必要書類	
1 就労している（したい）場合 ・雇用されているかた（内職含む） ・自営業、農業に従事しているかた ・求職中のかた	・就労証明書（標準様式） ・就労予定申立書	
2 出産を控えている場合 （予定日2ヶ月前～出産後2ヶ月）	保 育 を 必 要 と し て い る 事 由 申 立 書	
3 通院・入院している場合		母子手帳の写（予定日が確認できる部分） 通院（入院）証明書 ※特定疾患の受給者証の写でも可
4 障害があり保育できない場合		障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳等の写（障害の程度が確認できる部分）
5 家族の介護にあたる場合		・介護されるかたの 通院（入院）証明書または 障害者手帳・介護保険証（認定済）等 の写
6 その他 ・学生の場合		・学生証の写または在学を証明できる書類
・職業訓練を受ける場合 ・災害に見舞われた場合		・職業訓練を受けることを証する書類 ・被災証明書

※上記のどれにも該当しない場合または判断できない場合は、窓口でお尋ねください。